

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

債権放棄に関する通達改正

Q: 債権放棄等の取扱いに関する通達が改正されたようですが、内容を教えてください。

A: 文言の明確化を図ったもので、従来の通達内容を変更したものではありません。

【解説】

国税庁はこのほど、法人税基本通達を改正し、債権放棄等に係る税務上の取扱いを明確化しました。今回の改正のポイントは次の3項目です。

- (1) 合理的な再建計画に基づく利益供与の手段として無利息・低利融資の他に債権放棄等も含まれる
- (2) 整理又は再建の対象となる子会社等には、子会社のほか、取引先、役員を派遣している会社及び資金を貸し付けている会社等が含まれる
- (3) 「合理的な再建計画」かどうかについては、支援額の合理性、再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等を見て個々の事案に応じて総合的に判断するが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたと認められる再建計画は、原則として、合理的なものとして取り扱う

今回の改正は、金融機関等のいわゆる不良債権の迅速な処理を促すことを趣旨としていますので、従来の通達内容を変更したのではなく、文言の明確化に止まっています。したがって、課税上の取扱いに変更はありません。

